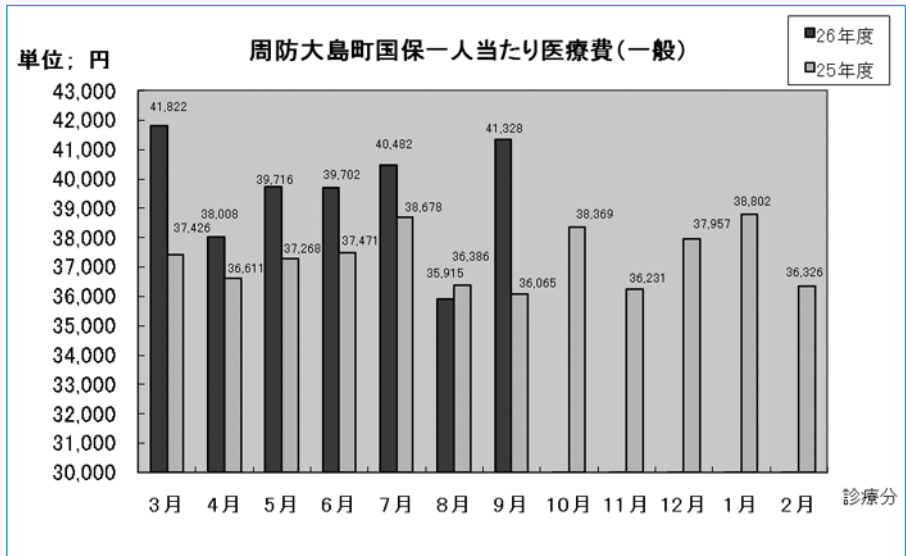


国保会計がピンチ！になっています⑱

町では、ここ数年、国保会計の赤字を補填するため一般会計から多額の繰入れを行っていますが、今年度も引き続き医療費が増加傾向にあることから、更なる赤字補填の必要性が見込まれており、その他の行政サービスへの影響が懸念されています。

平成26年度の3月から9月までの医療費実績額から1年分を推計すると、医療費は、対前年度比2.5%増の約29億7千306万円、1人当たりになると46万9千円（対前年度比5.1%増）となり、前年度に比べ2万2千円余りの増加が見込まれます。国保制度の健全運営を図るため、より一層の医療費の節約はもちろんのこと、近く国保税の税率改正も必要と考えられます。今後も被保険者のみなさまのご理解とご協力をお願いします。



◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等による離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

■対象者について

次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成21年3月31日以後であること
- ②離職日において、65歳未満であること
- ③雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■適用される期間について

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。）

■申請に必要なもの

○雇用保険受給資格者証の写し

○印鑑

■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ

税務課 課税第1班
☎0820(74)1008

「お早めにご利用をお願いします」竜崎温泉入浴回数券のご利用について

日ごろより竜崎温泉潮風の湯をご利用いただき、ありがとうございます。

旧橋町および周防大島町が発行した竜崎温泉潮風の湯の入浴回数券（使用期限の記載のないもの）につきまして、発行から相当の年数が経過しているため、お早めにご利用いただきますようお願いいたします。また、新しい回数券との交換も行っておりますので、役場商工観光課、各総合支所、日良居出張所または竜崎温泉にて新券に交換していただき、引き続き回数券をご利用いただきますようお願いいたします。

◆問い合わせ

商工観光課

☎0820(79)1003